

資 料

[資料 1] 会 員 名 簿

(平成16年 3月31日現在)

会 員 名	会 員 代 表 者 名	所 在 地
(株) アイメックス	代表取締役社長 須藤 和 廣	〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-6-9
(株) アサヒトラスト	代表取締役社長 宮 本 勇	〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-1-1
朝日ユニバーサル貿易(株)	代表取締役社長 高 橋 正 光	〒541-0054 大阪市中央区南本町3-4-15
アスカフューチャーズ(株)	代表取締役社長 大 石 俊 司	〒460-0008 名古屋市中区栄3-14-30
(株) アスコップ	代表取締役社長 清 水 幸 隆	〒532-0003 大阪市淀川区宮原3-3-34
(株) アステム	代表取締役社長 阿 竹 康 之	〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31
アルファコモ(株)	代表取締役社長 松 本 義 博	〒460-0011 名古屋市中区大須2-1-7
(株) アルフィックス	代表取締役社長 上 村 勤	〒532-0011 大阪市淀川区西中島1-15-2
イー・コモディティ(株)	代表取締役社長 織 田 貴 行	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-16
石橋生絲(株)	代表取締役社長 石 橋 昭 彦	〒231-0023 横浜市中区山下町1
(株) イトレン	代表取締役社長 猿 田 利 文	〒231-0023 横浜市中区山下町1
今村証券(株)	代表取締役社長 今 村 九 治	〒920-0906 金沢市十間町25
入や萬成証券(株)	代表取締役社長 藤 井 史 郎	〒104-0033 東京都中央区新川1-21-2
(株) インター・ホールディングス	代表取締役社長 横 山 巖	〒467-0842 名古屋市瑞穂区妙音通3-33
エース交易(株)	代表取締役社長 白 井 憲 治	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-29-24
M M G アローズ(株)	代表取締役会長 藤 田 庸 右	〒540-0036 大阪市中央区船越町2-3-7
岡 地 (株)	代表取締役社長 岡 地 和 道	〒460-0008 名古屋市中区栄3-7-29
岡 藤 商 事 (株)	代表取締役社長 加 藤 雅 一	〒541-0053 大阪市中央区本町3-2-11
岡 安 商 事 (株)	代表取締役社長 岡 本 安 明	〒541-0041 大阪市中央区北浜2-3-8
オムニコ(株)	代表取締役社長 伊 藤 壽 章	〒104-0061 東京都中央区銀座1-20-14
オリエント貿易(株)	代表取締役社長 白 鳥 忠 志	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-2-25
オリオン交易(株)	代表取締役社長 戸 舘 勇 幸	〒650-0031 神戸市中央区東町113-1
カネツ商事(株)	代表取締役会長 清 水 清	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-11-5
関 東 砂 糖 (株)	代表取締役会長 和 田 文 雄	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-2-7
協 栄 物 産 (株)	代表取締役社長 山 川 幸 太 郎	〒104-0032 東京都中央区八丁堀1-6-1
(株) 共和トラスト	代表取締役社長 山 下 英 樹	〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-60-6
櫛 田 (株)	代表取締役社長 櫛 田 昌 弘	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-7-9
ク レ ボ (株)	代表取締役社長 今 村 順 樹	〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-8-3
グ ロー バ リ ー (株)	代表取締役社長 山 田 保 弘	〒461-0004 名古屋市中区葵3-14-17
光 陽 ト ラ ス ト (株)	代表取締役社長 権 藤 公 夫	〒103-0004 東京都中央区東日本橋2-13-2
光 陽 ファイナンシャルトレード(株)	代表取締役社長 小 笠 原 昭 夫	〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-17-8
洗陽フューチャーズ(株)	代表取締役会長 石 川 清 助	〒540-0026 大阪市中央区内本町2-4-12
(株) コーワフューチャーズ	代表取締役社長 佐 藤 忍	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-13-15
コスモフューチャーズ(株)	代表取締役社長 小 山 内 博 朗	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-9-1
(株) 小林洋行	代表取締役会長 細 金 柳 生	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-15-5

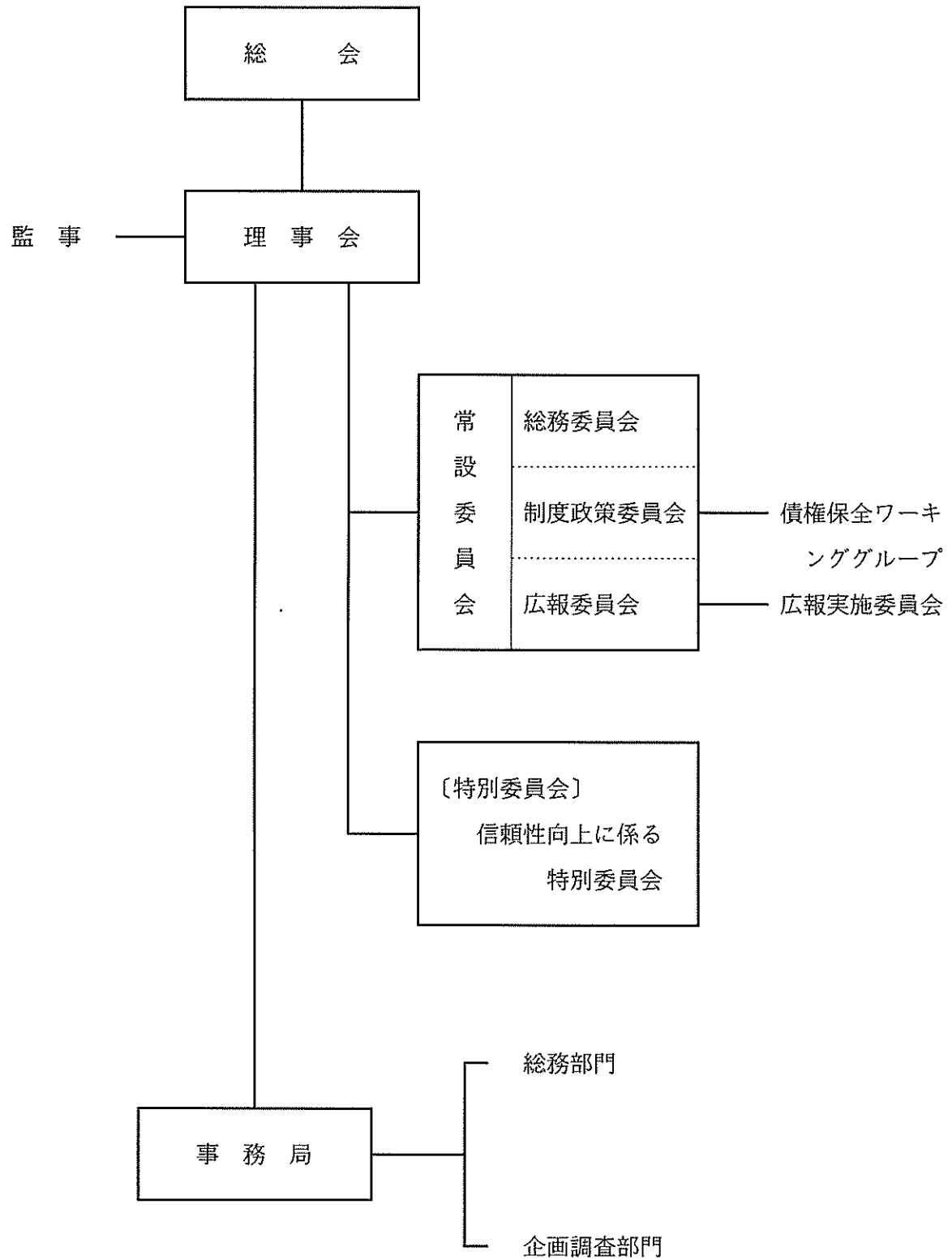
会 員 名	会 員 代 表 者 名	所 在 地
(株)コムテックス	代表取締役社長 伊藤 進	〒550-0011 大阪市西区阿波座1-10-14
米常商事(株)	代表取締役社長 安田 甫	〒462-0853 名古屋市中区志賀本通1-45
さくらフューチャーズ(株)	代表取締役会長 小菅 正良	〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街1-1
(株)三喜商会	代表取締役社長 井上 武三	〒750-0006 下関市南部町7-9
三貴商事(株)	代表取締役会長 川路 耕一	〒103-0004 東京都中央区東日本橋1-5-6
サン・キャピタル・マネジメント(株)	代表取締役社長 加藤 丈博	〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町31-14
三晃商事(株)	代表取締役副会長 山本 尚之	〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町3-42-3
三幸食品(株)	代表取締役社長 杉山 幸一	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2-16-7
(株)三忠	代表取締役専務 田村 貴彦	〒135-0031 東京都江東区佐賀1-11-3
(株)三富商店	代表取締役会長 木下 健	〒650-0021 神戸市中央区三宮町1-1-1
(株)サントレード	代表取締役社長 橋本 隆	〒541-0041 大阪市中央区北浜2-2-22
サンワード貿易(株)	代表取締役社長 古谷 敏明	〒060-0042 札幌市中央区大通西8-2-6
ジャイコム(株)	代表取締役会長 田川 洋	〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町17-9
(株)新日本貴志	代表取締役社長 岡本 昭治	〒541-0053 大阪市中央区本町3-4-10
新日本商品(株)	代表取締役会長 島津 嘉弘	〒104-0061 東京都中央区銀座3-14-13
スターアセット(株)	代表取締役社長 佐藤 不三夫	〒103-0033 東京都中央区日本橋本町1-5-4
スターフューチャーズ証券(株)	代表取締役社長 吉田 信明	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1-2-5
西友商事(株)	代表取締役会長 高 利 男	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-11
セントラル商事(株)	代表取締役社長 山西 薫	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-7-9
第一商品(株)	代表取締役副会長 中島 秀男	〒150-0045 東京都渋谷区神泉町10-10
大起産業(株)	代表取締役社長 加藤 正治	〒460-0003 名古屋市中区錦2-2-13
タイコム証券(株)	代表取締役社長 西田 昭博	〒541-0053 大阪市中央区本町2-2-7
(株)大平洋物産	代表取締役社長 出雲 敏彦	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町17-17
太陽ゼネラル(株)	代表取締役社長 中西 勝也	〒104-0061 東京都中央区銀座8-12-7
(株)筒井商店	代表取締役社長 佐藤 明彦	〒650-0035 神戸市中央区浪花町59
東京コムウェル(株)	代表取締役会長 下山 彌壽男	〒171-0042 東京都豊島区高松1-1-11
東陽レックス(株)	代表取締役社長 青木 暁	〒104-0033 東京都中央区新川1-17-24
(株)トレックス	代表取締役社長 山本 善久	〒461-0005 名古屋市中区東桜1-9-26
ニチメン(株)	代表取締役社長 内藤 彰良	〒108-8405 東京都港区芝4-1-23
日商岩井フューチャーズ(株)	代表取締役社長 木嶋 正憲	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-39-5
日進貿易(株)	代表取締役社長 太田 幸作	〒060-0001 札幌市中央区北1条西3-3-27
日本ファースト証券(株)	代表取締役社長 中野 義信	〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-13-6
(株)日本アイビック	代表取締役社長 河原 裕之	〒162-0845 東京都新宿市谷本村町1-1
日本アクロス(株)	代表取締役社長 松本 猛	〒541-0054 大阪市中央区南本町2-6-12
日本交易(株)	代表取締役社長 吉田 豊	〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-4-4
日本農産物(株)	代表取締役社長 茂野 亮輔	〒060-0003 札幌市中央区北3条西1-10-1
日本ユニコム(株)	代表取締役会長 二家 勝明	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-38-11
(株)ハーベストフューチャーズ	代表取締役社長 佐藤 陽紀	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-11-14
萬成トレーディング(株)	代表取締役社長 谷川 榮	〒104-0033 東京都中央区新川1-24-8

会 員 名	会 員 代 表 者 名	所 在 地
ひまわり C X (株)	代表取締役社長 犬 嶋 隆	〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1
(株) フ ジ ト ミ	代表取締役社長 奥 田 啓 二	〒169-0072 東京都新宿区大久保1-3-17
フジフューチャーズ(株)	代表取締役社長 定 村 雅 文	〒103-0022 東京都中央区日本橋室町1-8-6
北 辰 商 品 (株)	代表取締役社長 伊 藤 博 幸	〒106-8610 東京都港区西麻布3-2-1
北 辰 物 産 (株)	代表取締役社長 釧 持 宏 昭	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-9-2
松 村 (株)	代表取締役社長 松 村 俊 幸	〒231-0013 横浜市中区住吉町1-13
(株) 丸 市 商 店	代表取締役社長 城ノ戸大吉郎	〒135-0031 東京都江東区佐賀1-7-1
丸 梅 (株)	代表取締役会長 新 保 健 一 郎	〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町7-2
丸 村 (株)	代表取締役社長 村 橋 實	〒491-0858 一宮市栄1-11-8
三井物産フューチャーズ(株)	代表取締役社長 三 好 完 治	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-11-12
三菱商事フューチャーズ(株)	代表取締役社長 福 田 良 一	〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-14-8
明 治 物 産 (株)	代表取締役社長 鈴 木 敏 夫	〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1-1-23
山 前 商 事 (株)	代表取締役社長 安 部 右 三	〒105-0013 東京都港区浜松町2-2-12
豊 商 事 (株)	代表取締役会長 多々良義成	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-16-12
(株) ユ ニ テ ッ ク ス	代表取締役社長 桜 井 治	〒542-0081 大阪市中央区南船場3-4-26
ローズ・コモディティ(株)	代表取締役社長 榊 原 秀 一	〒550-0001 大阪市西区土佐堀1-3-7
和洗フューチャーズ(株)	代表取締役社長 飛 田 茂	〒541-0047 大阪市中央区淡路町3-6-3

以 上 91 社

〔資料2〕日本商品先物振興協会組織図

(平成16年3月31日現在)



〔資料3〕役員・委員会名簿

(平成16年3月31日現在)

1. 役員名簿

会 長	二 家 勝 明	日本ユニコム(株) 代表取締役会長
副 会 長	佐 藤 陽 紀	(株)ハーベストフューチャーズ 代表取締役社長
常務理事	秋 田 治	会 員 外
理 事	石 川 清 助	洸陽フューチャーズ(株) 代表取締役会長
理 事	伊 藤 進	(株)コムテックス 代表取締役社長
理 事	太 田 幸 作	日進貿易(株) 代表取締役社長
理 事	岡 地 和 道	岡地(株) 代表取締役社長
理 事	岡 本 安 明	岡安商事(株) 代表取締役社長
理 事	加 藤 雅 一	岡藤商事(株) 代表取締役社長
理 事	川 路 耕 一	三貴商事(株) 代表取締役会長
理 事	島 津 嘉 弘	新日本商品(株) 代表取締役会長
理 事	清 水 清	カネツ商事(株) 代表取締役会長
理 事	下 山 彌壽男	東京コムウェル(株) 代表取締役会長
理 事	白 井 憲 治	エース交易(株) 代表取締役社長
理 事	多々良 義 成	豊商事(株) 代表取締役会長
理 事	戸 館 勇 幸	オリオン交易(株) 代表取締役社長
理 事	西 田 昭 博	タイコム証券(株) 代表取締役社長
理 事	藤 田 庸 右	MMGアローズ(株) 代表取締役会長
理 事	細 金 柳 生	(株)小林洋行 代表取締役会長
理 事	宮 本 勇	(株)アサヒトラスト 代表取締役社長
理 事	三 好 完 治	三井物産フューチャーズ(株) 代表取締役社長
理 事	村 橋 實	丸村(株) 代表取締役社長
		以上 22名
監 事	伊 藤 壽 章	オムニコ(株) 代表取締役社長
監 事	伊 藤 博 幸	北辰商品(株) 代表取締役社長
監 事	鈴 木 敏 夫	明治物産(株) 代表取締役社長
監 事	松 本 義 博	アルファコモ(株) 代表取締役社長

以上 4名

2. 常設委員会

(1) 総務委員会

委 員 長	宮 本 勇	(株)アサヒトラスト 社長
副委員長	島 津 嘉 弘	新日本商品(株) 会長
委 員	伊 藤 壽 章	オムニコ(株) 社長
委 員	犬 嶋 隆	ひまわりCX(株) 社長

委員	岡地和道	岡地(株) 社長
委員	梶山敬之	グローバリー(株) 取締役国際・法人部長
委員	川路耕一	三貴商事(株) 会長
委員	菅野和巳	サンワード貿易(株) 副社長
委員	劔持宏昭	北辰物産(株) 社長
委員	西田昭博	タイコム証券(株) 社長
委員	細金柳生	(株)小林洋行 会長
委員	松本 猛	日本アクロス(株) 社長

以上12名

(2) 制度政策委員会

委員長	清水 清	カネツ商事(株) 会長
副委員長	加藤 雅一	岡藤商事(株) 社長
副委員長	多々良 實夫	豊商事(株) 社長
委員	宇佐美 洋	青山学院大学大学院 客員教授
委員	岡地和道	岡地(株) 社長
委員	木嶋 正憲	日商岩井フューチャーズ(株) 社長
委員	佐藤 不三夫	スターフューチャーズ証券(株) 常務
委員	高橋 正光	朝日ユニバーサル貿易(株) 社長
委員	福田 良一	三菱商事フューチャーズ(株) 社長
委員	藤田 栄作	MMGアローズ(株) 社長
委員	村上 久広	三貴商事(株) 社長

以上11名

(3) 広報委員会

委員長	白井 憲治	エース交易(株) 社長
副委員長	伊藤 進	(株)コムテックス 社長
委員	青木 暁	東陽レックス(株) 社長
委員	石川 清助	洗陽フューチャーズ(株) 会長
委員	伊藤 博幸	北辰商品(株) 社長
委員	太田 幸作	日進貿易(株) 社長
委員	小笠原 昭夫	光陽ファイナンシャルトレード(株) 社長
委員	岡本 安明	岡安商事(株) 社長
委員	佐々木 明	東京コムウェル(株) 社長
委員	鈴木 敏夫	明治物産(株) 社長
委員	西田 昭博	タイコム証券(株) 社長
委員	三原 博之	入や萬成証券(株) 副会長
委員	三好 完治	三井物産フューチャーズ(株) 社長

以上13名

3. 特別委員会

信頼性向上に係る特別委員会

委員長	加藤 雅一	岡藤商事(株) 社長
副委員長	島津 嘉弘	新日本商品(株) 会長
委員	伊藤 進	(株)コムテックス 社長
委員	伊藤 壽章	オムニコ(株) 社長
委員	上村 勤	(株)アルフィックス 社長
委員	白鳥 忠志	オリエント貿易(株) 社長
委員	多々良 實夫	豊商事(株) 社長
委員	福田 良一	三菱商事フューチャーズ(株) 社長
委員	藤田 栄作	MMGアローズ(株) 社長
委員	宮本 勇	(株)アサヒトラスト 社長
委員	山口 展弘	日本商品先物取引協会 副会長
委員	山本 尚之	三晃商事(株) 副会長

以上12名

4. 小委員会等

(1) 広報実施委員会

委員	沖田 寛	カネツ商事(株)
委員	小原 正美	米常商事(株)
委員	桂井 博己	日進貿易(株)
委員	児島 繁	太陽ゼネラル(株)
委員	佐藤 直広	北辰商品(株)
委員	鈴木 孝治	ひまわりCX(株)
委員	中村 洋一郎	(株)コムテックス
委員	梨本 孝行	(株)ハーベストフューチャーズ
委員	船田 秀樹	明治物産(株)
委員	前田 正昭	洗陽フューチャーズ(株)
委員	三嶋 基裕	東京コムウェル(株)
委員	柳 貞弘	岡安商事(株)
委員	山口 勇	三井物産フューチャーズ(株)
委員	山崎 勝重	エース交易(株)
委員	米倉 龍次	東陽レックス(株)
委員	渡辺 純子	タイコム証券(株)

以上16名

(2) 債権保全ワーキンググループ

委員	篠塚幸治	豊商事(株)
委員	中村孝一	カネツ商事(株)
委員	西山義信	日本ユニコム(株)
委員	松井正彦	岡藤商事(株)
委員	宮崎誠二	(株)小林洋行

以上 5名

〔資料4〕主要会議

1. 総会

【通常総会】

第4回 日 時：平成14年6月13日（金） 午後2時
議 案：平成14年度事業報告及び収支決算について

【臨時総会】

第5回 日 時：平成15年3月18日（木） 午後3時
議 案： 1. 平成15年度における定率会費単価の確定（案）について
2. 平成16年度事業計画（案）について
3. 平成16年度収支予算（案）について
4. 平成16年度における定率会費予納額の単価（案）について
5. 任期満了に伴う役員の選任方法について（案）

2. 理事会

第28回 日 時：平成14年5月30日（金） 正午
議 案： 1. 平成14年度事業報告及び収支決算（案）について
2. 第4回通常総会の開催について

報告事項

- (1) 理事の辞任について
- (2) 産業構造審議会商品取引所分科会の検討課題等について
- (3) 委託者債権保全制度の改善に係る検討状況について
- (4) 日本経済新聞・商品相場欄の充実に関する申し入れについて
- (5) 外国為替証拠金取引協会設立について

第29回 日 時：平成15年7月10日（木） 正午
議 案：委託者債権保全制度に係る検討状況及び協会意見取りまとめについて

報告事項

- (1) 産業構造審議会商品取引所分科会の検討状況等について
- (2) 分離保管状況の日次的監視について
- (3) 「商品先物なっとくセミナー」の実施概況について
- (4) 会員の脱退について

第30回 日 時：平成15年9月11日（木） 正午
議 案： 1. 産業構造審議会商品取引所分科会の検討状況等について
2. 信頼性向上に係る会員への要請について
3. 日経相場欄の改編等について
4. 常設委員会委員の補充選任について
5. 委託者債権保全制度（強制加入制度）に係る税制要望について

その他

- 第31回 日 時： 平成15年11月13日（木） 正午
議 案： 1. 平成15年度上半期の事業実施状況及び収支状況について
2. 商品取引所分科会中間報告について
その他
(1) 会員の役職員の移動等に係る対応について
(2) 市場取引の匿名性の確保について
- 第32回 日 時： 平成16年1月22日（木） 正午
議 案： 1. 平成16年度事業計画・収支予算策定の基本方針について
2. 会員の加入について
報告事項
(1) 産業構造審議会・商品取引所分科会の中間報告とりまとめについて
(2) 会員の脱退について
(3) 委託証拠金充用有価証券の換価処分について
(4) 2005年日本国際博覧会協会（愛・地球博）の入場券購入等協力依頼について
(5) 理事会・総会等会議日程について
(6) 外国為替証拠金取引について
- 第33回 日 時： 平成16年3月4日（木） 正午
議 案： 1. 平成15年度における定率会費単価の確定（案）について
2. 平成16年度事業計画（案）について
3. 平成16年度収支予算（案）について
4. 平成16年度における定率会費予納額の単価（案）について
5. 任期満了に伴う役員を選任方法等について
6. 臨時総会（3月18日）の開催（案）について
その他（報告事項）
(1) 外国為替証拠金取引の特定業務としての主務省への届出の実施について
(2) 会員懇談会の報告について
(3) 外国為替証拠金取引協会設立の経緯について
(4) 会員の異動について
(5) 会議日程等について
(6) 商品取引所法の改正の動向について

3. 常設委員会

【総務委員会】

- 第11回 日 時： 平成15年5月19日（月） 正午
議 題： 平成14年度事業報告（案）及び収支決算（案）について
- 第12回 日 時： 平成15年10月30日（木） 正午
議 題： 平成15年度上半期収支状況について
- 第13回 日 時： 平成16年2月23日（月） 午後2時
議 題： 1. 平成15年度定率会費の確定額単価について

2. 平成16年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
3. 平成16年度定率会費の予納額単価について
4. 任期満了に伴う役員選任の方法について

【制度政策委員会】

- 第26回 日 時： 平成15年4月16日（水） 午後2時
議 題： 1. 委託者債権保全措置のあり方について
(1) 受託債務補償制度について
(2) 委託者債権保全措置のあり方について
2. その他（報告事項）
- 第27回 日 時： 平成15年5月9日（金） 午後2時
議 題： 委託者債権保全措置のあり方について（継続）
- 第28回 日 時： 平成15年5月16日（金） 午前10時
議 題： 委託者債権保全措置のあり方について（継続）
- 第29回 日 時： 平成15年5月27日（火） 午後4時
議 題： 委託者債権保全措置のあり方について（継続）
- 第30回 日 時： 平成15年6月11日（水） 午後2時
議 題： 委託者債権保全措置のあり方について（継続）
- 第31回 日 時： 平成15年10月20日（月） 午後2時
議 題： 1. 委託者債権保全制度について
2. その他
(1) 総取組高の揭示時期に係る再要望について
(2) 商品先物取引に係る懸賞論文について
- 第32回 日 時： 平成15年12月10日（水） 午後3時30分
議 題： 1. 総取組高に係る開示の具体的方法について
2. その他
(1) 日弁連意見書について
(2) 委託者債権保全制度について
- 第33回 日 時： 平成16年2月12日（木） 午後2時
議 題： 1. 平成16年度における制度政策に係る企画立案事業・調査研究事業（案）について
2. 商品取引所法改正の方向と協会の対応について
3. 証券保管振替制度の利用について
4. 国債の無券面化への対応について
- 第34回 日 時： 平成16年2月19日（水） 午後2時
議 題： 1. 証券保管振替制度の利用について
2. 国債の無券面化への対応について
3. 純資産要件について
- 第35回 日 時： 平成16年3月11日（木） 午後0時30分
議 題： 1. 純資産要件について
2. 新証拠金制度について

- 第36回 日 時： 平成16年 3月26日（金） 午前10時
議 題： 1. 純資産要件・取引証拠金について
- 第37回 日 時： 平成16年 3月30日（金） 正午
議 題： 「計算センター」に係る現在の検討状況の説明

【広報委員会】

- 第12回 日 時： 平成15年10月23日（木） 午後2時
議 題： 1. 今年度の広報事業実施状況について
2. その他（報告事項）
(1) 職業別電話帳「商品取引員欄」における非取引員企業の掲載排除について
(2) 時事通信社による企画報道特集について
- 第13回 日 時： 平成16年 2月13日（金） 午後2時
議 題： 平成16年度広報事業計画（案）について

4. 特別委員会

【信頼性向上に係る特別委員会】

- 第 8 回 日 時： 平成15年 7月22日（火） 午後2時
議 題： 商品取引員に係る最近の新聞報道等（為替証拠金取引を含む）について
- 第 9 回 日 時： 平成15年 8月 7日（木） 午後2時
議 題： 外国為替証拠金取引に関する訴訟に係る状況説明について

5. 小委員会等

【債権保全ワーキンググループ】

- 第 1 回 日 時： 平成15年 6月 3日（火） 午後1時30分
議 題： 証券会社における分別保管等の実際について

【広報実施委員会】

- 第 8 回 日 時： 平成15年 4月21日（月） 正午
議 題： 1. 新聞広告の実施について
2. 投資啓発セミナーの実施について
3. その他
- 第 9 回 日 時： 平成15年 7月 7日（木） 午後2時
議 題： 1. 広報活動状況（報告）
2. 今後の課題等について
3. その他

法務省民事局参事官室 御中

社団法人全国商品取引所連合会
日本商品先物振興協会

「株券の不発行制度及び電子公告制度の導入に関する要綱中間試案」
に対する意見について

法制審議会会社法部会においてとりまとめられた標記中間試案につきまして、下記のとおり意見を提出させていただきますので、御高配賜りますようお願い申し上げます。

今後、貴省や証券保管振替機構等を中心として、標記中間試案に関する実務面も含めた具体的議論が進展していくことと思われませんが、当業界も引き続き実務面を中心とした検討を進め、円滑な新制度導入のため、微力ながら貢献させていただきたいと考えておりますので、このような議論の場に当業界も参画できますよう、よろしくお取り計らいの程お願い申し上げます。

記

1. 株券の不発行制度について

【総論】

「株券不発行制度」は、株式会社のコスト削減や株式取引の迅速化を推進する上で重要なものであり、本中間試案をとりまとめられた関係各位の御努力に深く敬意を表する次第であります。

しかしながら、経済実態上、株券の発行を前提とした経済システムが多数存在しており、「株券不発行制度」は、これら経済システムに多大な影響を及ぼすことから、今後の検討におかれましても、経済活動全般に目配りをした制度とすべく、引き続き御尽力いただきたいと考えております。

具体的には、当商品先物取引業界においても、株券による金銭の代替を認めており、かつ現在株券の現物を利用していることから、「株券不発行制度」の導入に当たっては、後述の通り、実務面を中心としていくつかの問題が生じるのではないかと考えております。これらに関して特段の配慮がなされることなく「株券不発行制度」が導入された場合、既に、証券保管振替機構における株券等保管比率の伸長に反比例する形で、商品取引所への株券等預託比率が減少等している中、当業界における円滑な経済活動に深刻な支障が生じるおそれがありますので、今後、「株券不発行制度」の検討を進めるに当たっては、以下に申し上げる問題点等に御配慮いただき、効率的かつ簡素な制度を実現いただけますようお願いいたします。

【商品先物取引業界における株券不発行制度下の問題点等】

(1) 毎日行われる商品先物取引につき、一定の期限までに委託者から商品取引員に委託証拠金が預託されないときは、当該委託者の取引は停止され、また(商品取引員を含めた)取引所会員から商品取引所に取引証拠金等が納入されないときは、当該会員は違約となり、これも取引が停止されます。したがって、商品取引員又は商品取引所は、委託証拠金又は取引証拠金が期限までに預託されたことを日々確認しなければなりません。この確認のため、商品取引員及び商品取引所が口座管理機関の加入者である場合、その担保口座簿上に委託証拠金等の代替預託として株式が振り替えられた際に、当該口座管理機関から加入者(商品取引員又は商品取引所)に対して担保設定者の氏名、振り替えられた株式の銘柄・数量等が確実に通知されることが不可欠です。しかしながら、中間試案においては、振替機関と口座管理機関における口座記載事項は検討されているものの、口座管理機関と加入者との間の情報通知については考慮されておりません。このため、口座管理機関と加入者との間の情報通知のあり方についても検討していただく必要があると考えます。

(2) 前述の通り、委託証拠金等としての株式が振り替えられる時間は極めて重要ですが、中間試案において検討されている多層構造の振替制度において

は、委託者と商品取引員、取引所会員と商品取引所の間複数の口座管理機関が介在することになり、(複数機関に手数料を支払わねばならないというコスト面の問題もさることながら)その事務処理の遅れやミスが違約等のリスクを高めるおそれがあります。仮に事務処理の遅れによって、どこか1ヶ所の商品取引所で違約が発生すれば、各取引所の定款に基づき、当該取引所会員は参加しているすべての商品取引所における取引停止を余儀なくされ、計り知れない損失を被るおそれがあります。したがって、このような損害についての賠償のあり方、口座管理機関における事務処理の遅れやミスを最小化するための方策等についても検討していただく必要があると考えます。

(3) なお、介在する口座管理機関における事務処理の遅れやミスを最小化するための方策の一つは、商品取引員及び商品取引所が、必要に応じて、自ら口座管理機関として振替制度を利用できるよう措置することですが、「株券等の保管及び振替に関する法律」において、現在これは認められておりません。当業界のように、制度として株式を担保として利用している業界には、口座管理機関として振替制度を利用できるよう選択肢を用意していただきたいと考えます。

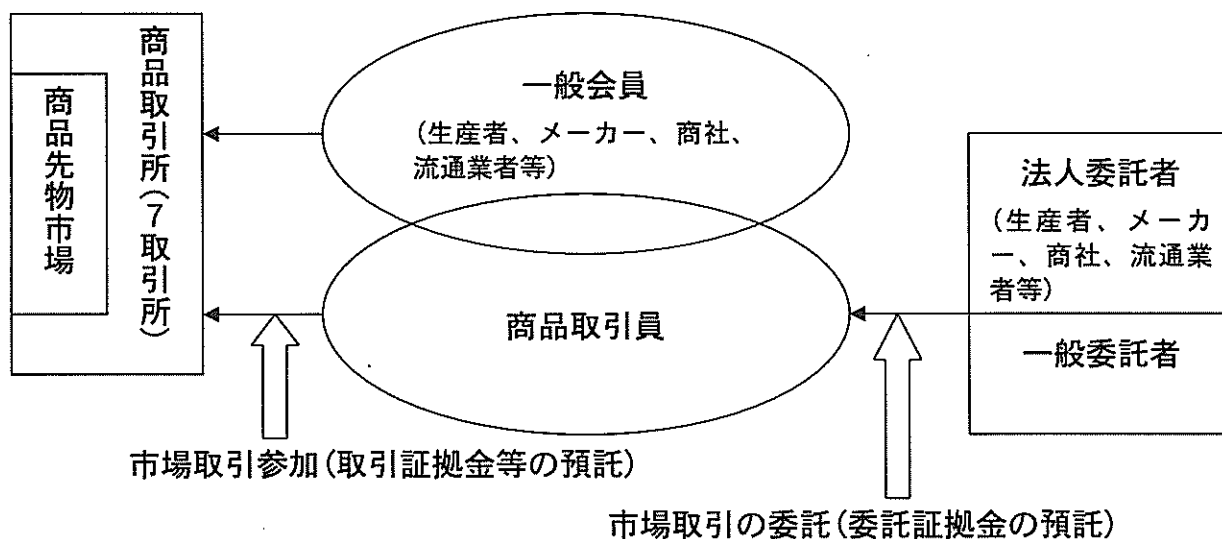
(4) 商品取引員が委託者から委託証拠金として預託を受けた株券を複数の商品取引所に対する取引証拠金として分散して預託する事例がありますが、現在の証券保管振替機構の振替システムは、このような事例に対応できるものとなっていないと伺っております。新振替制度下では、このような分散預託のニーズに応えるべく、証券保管振替機構の振替システムを改善していただきたいと考えます。

(参考)

商品先物取引業界の概要

商品先物取引は、農林水産省及び経済産業省を監督官庁として、商品取引所法（昭和 25 年法第 239 号）に基づいて設立されている 7 商品取引所において、公正な価格形成を行うこと等により、商品の生産及び流通を円滑にすることを目的に、農産物、石油、貴金属等 13 商品市場（32 品目）を対象に行われている取引である。平成 14 年度における取引金額は 195 兆 5692 億円、出来高は 1 億 4,248 万枚。

この商品先物取引においては、委託者が取引の担保として商品取引員に預託する委託証拠金、並びに商品取引所の会員が取引所に納入しなければならない取引証拠金等の諸預託金について、株式等有価証券による代替預託が認められており、本年 2 月末時点における株式等有価証券の充用価格（時価の 70～80%）による預託額は、前者が 374 億円、後者が 547 億円。



	平成 9 年度末	平成 14 年度末
証券保管振替機構における株券等保管比率	23%	58%
A 商品取引所の取引証拠金等に占める株券等預託比率	82%	44%
B 証券取引所の証券先物取引に係る取引証拠金に占める株券等預託比率	93%	90%
商品取引員の預かり委託証拠金に占める株券等預託比率(平均)	20%	10%
証券会社の証券先物取引に係る受入保証金に占める株券等預託比率(平均)	85%	85% (平成 12 年度末)

注 1. 証券保管振替機構の平成 14 年度末の数値は平成 15 年 2 月末時点のもの。

注 2. 証券先物取引に係る会計基準の変更により、平成 13 年度以降の証券先物取引に係る株券等預託比率は不明。

2. 電子公告制度について

特段の意見はございません。

以 上

[資料5-1-(2)]

15 先物振興発第 33 号

平成 15 年 4 月 30 日

会 員 代 表 者 殿

日本商品先物振興協会

会 長 二 家 勝 明

「株券不発行制度等の導入に関する要綱中間試案」に対する
意見の提出について

現在、法制審議会会社法部会において、株式会社が株券を発行しないことを認める制度（株券不発行制度）が検討されており、去る 3 月には、同制度の導入に関する中間試案がとりまとめられました。

この制度が導入されることとなると、委託証拠金や受託業務保証金等の代用として株券を預託することができなくなるため、それら代替預託を可能とするには株式振替制度を利用することが必要になると考えられます。

このため、本会では、3 月に会員にご協力いただきました代用有価証券の預託実態調査の結果を踏まえ、主務省及び全商連と協議した結果、現在法務省が行っている同中間試案に関する意見（パブリックコメント）募集に対し、当業界が株式振替制度を直接、間接に利用する観点から、本日、全商連と連名により別紙の意見を提出いたしましたので、ご報告申し上げます。

なお、下線は事務局で入れたもので、意見には下線はいれてありません。

平成15年9月

殿

日本商品先物振興協会
会長 二家勝明

社団法人 商品取引受託債務補償基金協会
理事長 藤田庸右

平成16年度税制改正に関する要望

わが国経済の国際化の進展により、石油、金属や農産物などの諸商品の貿易や国内取引は拡大、活発化しており、そのリスク回避手段としての商品先物取引の機能が益々重要性を増してきております。また、その機能を十分に発揮させるには、リスクテーカーとして及び市場の流動性確保の観点から一般投資家の市場への参入が重要であります。

このためには、商品先物取引にかかる委託者資産が確実に保全されることが重要であります。商品先物取引については、従来より①商品取引所への受託業務保証金の預託、②補償基金協会による共同

補償及び③委託者資産の分離保管の3つの制度により委託者資産の保全を行い、商品取引員の破綻の際には委託者に100%近い弁済を行ってきたところでありますが、平成17年に予定されております手数料自由化を控え、また、国際化に対応して商品先物取引の益々の発展を図っていくためにも、委託者債権保全を更に強化充実していく必要に迫られております。

このため、現在、産業構造審議会商品取引所分科会において、平成16年の通常国会での法制化を念頭に、望ましい委託者債権保全制度のあり方等についてご検討いただいておりますが、商品先物業界としても、委託者のセーフティーネットとして、組織基盤及び財務基盤をいっそう強化した新たな共同補償制度が必要と考えております。

この新たな共同補償制度におきましては、従来の任意加入の補償基金協会（公益法人）に替わって商品取引員の全社加入による認可法人の「委託者保護基金」（仮称）を設立することとしており、これに対し商品取引員より新たな拠出を行うことを予定しております。

この負担金は、投資家保護を目的とするものであり、証券業における「投資者保護基金」と同様、負担金の全額につき損金算入の扱

いを受けることができますよう、平成16年度の税制改正に関し、
次の事項を要望いたしますので、その実現方につき格段のご配慮を
賜りますようお願い申し上げます。

[要望事項]

弁済機関への拠出金に対する税制措置

**商品取引員が弁済機関に納付する負担金について損金
算入を認める制度等の創設**

要望事項についての説明

弁済機関への拠出金に対する税制措置

商品取引員が弁済機関に納付する負担金について損金算入を認める制度等の創設

1. 弁済機関（委託者保護基金：仮称）の目的は投資家保護

現行の弁済機関である補償基金協会は、商品先物取引業の信頼性向上のため、多数の商品取引員が基金（現在約190億円）を拠出し、商品取引員の経営破綻が生じた場合、未払いとなっている委託者債権を顧客に弁済することにより、投資者保護と商品先物業界の信用秩序の維持向上を図ることを目的に昭和50年社団法人として設立、翌年に指定弁済機関として主務大臣から指定されました。昭和50年以降これまでに28年間で、11件の弁済案件を処理してまいりましたが、委託者への最終配当率は平均で98%となっており、その使命を十分に果たしてきております。しかし、今後予想される取引規模の拡大、手数料自由化に伴う経営の不安定等に対応して委託者（投資家）の資産を今後とも十分に保全していくためには、組

織基盤及び財務基盤の強化が必要となっております。

今回新たに設立を予定されております「委託者保護基金」(仮称)は基本的に補償基金協会の業務を引き継ぎ、より強固な基盤のもとで委託者(投資家)の財産保全を図っていくものであります。

2. 同基金への負担金を全額損金算入扱いにされること

現在の補償基金協会への加入は商品取引員の選択となっていることから、商品取引員の経営破綻が生じた場合、当該商品取引員が補償基金協会に加入していない場合には当該商品取引員の顧客は補償基金協会からの弁済を受けられないという事態が生じることになります。このような事態を放置することは商品先物取引業界にとって信頼性を失わせかねない危険を孕んでいるといえます。

したがって、全ての委託者が同じ扱いをされるよう、商品先物の委託者のセーフティーネットを構築する必要があります。

このため、全商品取引員の強制加入による認可法人の「委託者保護基金」(仮称)を設立するものであり、商品取引員の同基金への負担金は、銀行が預金保険機構に支払う保険料や証券会社が投資者保護基金に対して支払う負担金と同様の公共的性格を有するもの

であります。投資者保護と商品先物市場の信用秩序を維持し、その財政基盤の充実を図るためにも、負担金の全額を損金算入できるよう要望します。

平成 16 年 1 月 28 日

会 員 代 表 者 各 位

日本商品先物振興協会
会 長 二 家 勝 明

商品先物取引税制についての委託者への一層の周知方お願いについて

商品先物取引による所得に係る税金は、すでにご高承のとおり、平成 15 年 1 月から、税率が 20% (所得税 15%、個人住民税 5%) となり、また、損失については翌年以降 3 年間の繰越控除ができることとなっております。

この税制は、商品先物取引による所得を給与所得等他の所得と合算しない「申告分離課税」であり、委託者が住所地の税務署に確定申告書を提出することにより納税し、または損失の繰越控除を受けることができるものであります。

このことにつきまして、会員各社におかれましては、当協会作成のパンフレット「商品先物取引と税金」や国税庁ホームページ掲載の「先物取引に係る雑所得等の説明書」(別紙)をご活用いただき、外務員等を通じて、委託者への一層の周知を図られますよう、よろしくお願い申し上げます。

申告分離課税制への移行に伴い、商品取引員に委託者の売買データの税務署への報告が義務付けられたことから、委託者の損益が税務当局に容易に把握されますので、確定申告義務があることについて注意喚起が必要と考えます。

以上

[ご参考]

国税庁ホームページの「先物取引に係る雑所得等の説明書」(pdf ファイル)は、下記の URL でご覧になれます。

<http://www.nta.go.jp/category/kakutei/tebiki/h15/pdf/13.pdf>

尚、上記 URL は先物協会ホームページからもリンクできます。



先物取引に係る雑所得等の説明書

税 務 署

この説明書は……先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある方のために用意したもので、先物取引に係る雑所得等の税額の計算及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の計算や申告書付表の書き方を説明してあります。

1 先物取引の範囲

この説明書において先物取引とは、次の商品先物取引と有価証券先物取引等のことをいいます。

- (1) 商品先物取引とは……平成13年4月1日以後に行う商品取引所法第2条第6項又は同条第7項に規定する商品市場において行われる同条第8項第1号ホに定められている先物取引をいいます。
- (2) 有価証券先物取引等とは……平成16年1月1日以後に行う証券取引法第2条第17項（有価証券先物取引）、同条第18項（有価証券指数等先物取引）及び同条第19項（有価証券オプション取引）に定められている取引をいいます。

2 先物取引に係る雑所得等の課税の特例

先物取引をし、かつ、先物取引の決済（商品先物取引による商品の受渡し及び有価証券先物取引等による有価証券の受渡しが行われることとなるものを除きます。以下「差金等決済」といいます。）をしたことによる事業所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下「先物取引に係る雑所得等の金額」といいます。）については、他の所得と区分して15%（平成14年分までは20%）の税率による分離課税の方法により所得税が課税されます。

ただし、有価証券先物取引等の差金等決済に係る雑所得等については、平成16年分以後の所得税について、同様の分離課税の方法が適用されます。

3 先物取引の差金等決済による雑所得等の金額

先物取引の差金等決済による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、次の区分に応じて計算します。

- (1) 先物取引に係る事業所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、先物取引に係る雑所得の金額から差し引きます。
- (2) 先物取引に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、先物取引に係る事業所得の金額から差し引きます。

(注) 先物取引の差金等決済による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額は、他の所得から差し引くこと（損益通算）はできません。

4 先物取引に係る課税雑所得等の金額の計算

課税される先物取引に係る雑所得等の金額は、先物取引に係る雑所得等の金額から、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除及び雑損失の繰越控除の適用があるときには、一定の方法によりこれ

らの繰越控除を行った後、所得控除額を差し引いた残額(以下「先物取引に係る課税雑所得等の金額」といいます。)です。

※ 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除については、次の5で説明しています。

5 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除とは、平成15年1月1日以後に商品先物取引の差金等決済をしたことにより生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合には、一定の要件の下で、その損失の金額を翌年以後3年間にわたり繰り越し、その繰り越された年の先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、一定の方法により、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上差し引くことができるというものです。

なお、平成16年1月1日以後に有価証券先物取引等の差金等決済をしたことにより生じた損失の金額については、平成16年分以後の所得税について適用されます。

(1) 先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは……

この繰越控除の対象となる「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」とは、平成15年1月1日以後に商品先物取引の差金等決済をしたことにより生じた損失の金額のうち、その差金等決済をした日の属する年分の先物取引に係る雑所得等の金額の計算上差し引いてもなお差し引ききれない部分の金額をいいます。

なお、平成16年1月1日以後に有価証券先物取引等の差金等決済をしたことにより生じた損失の金額については、平成16年分以後の所得税について適用されます。

(2) 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の方法は……

先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除は、次の順序により行います。

- ① 先物取引の差金等決済に係る損失の金額が前年以前3年内の2以上の年分に生じたものである場合には、これらの年のうち最も古い年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額から順次差し引きます。
- ② 雑損失の繰越控除を行う場合には、まず、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を行った後、雑損失の繰越控除を行います。

(3) 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けるために必要な手続は……

先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けるためには、先物取引の差金等決済に係る損失の金額が生じた年分について、該当事項を記載した「平成 年分の所得税の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)」及び「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」(いずれも税務署に用意しています。)を添付した確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書(上記の申告書付表等を含みます。)を提出しなければなりません。

(4) 使用する申告書は……

先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受ける場合に使用する申告書は、原則として、申告書Bと申告書第三表(分離課税用)ですが、次のいずれかに該当する場合は、申告書Bと申告書第四表(損失申告用)を使用します。

- ① その年の先物取引に係る雑所得等以外の所得金額が赤字の場合
- ② 雑損失控除額をその年の所得金額から控除すると赤字になる場合
- ③ 先物取引の差金等決済に係る損失以外の繰越損失額をその年の所得金額から控除すると赤字になる場合

「平成 年分の所得税の 申告書付表〔先物取引に係る繰越損失用〕」の書き方

平成 15 年分の所得税の確定 申告書付表〔先物取引に係る繰越損失用〕

提出用	住所 又事務所等	〒 〇〇市△△町X-XX-X	氏名	国税太郎
	住 所 事務所等			

この付表は、租税特別措置法第41条の15(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。 — (事業所得用・雑所得用)

1 先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額	①	△ 250,000 円
--------------------	---	-------------

2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

A 前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額		②	— 円
一年(3年前)	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(①と②のいずれか低い方の金額)	③	—
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額(① - ③)	④	△ 250,000
B 前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額		⑤	—
一年(2年前)	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(⑤と⑥のいずれか低い方の金額)	⑥	—
	翌年以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(⑤ - ⑥)	⑦	—
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額(⑤ - ⑦)	⑧	△ 250,000
C 前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額		⑨	—
一年(1年前)	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(⑨と⑩のいずれか低い方の金額)	⑩	—
	翌年以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額(⑨ - ⑩)	⑪	—
	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額(⑨ - ⑪)	⑫	△ 250,000

3 翌年以後に繰り越される雑損失の計算

A 前年分までに引ききれなかった雑損失の額		⑬	— 円
年(3年前)	本年分で差し引く雑損失の額	⑭	—
	本年分で差し引く雑損失の額	⑮	—
B 前年分までに引ききれなかった雑損失の額		⑯	—
年(2年前)	本年分で差し引く雑損失の額	⑰	—
	本年分で差し引く雑損失の額	⑱	—
C 前年分までに引ききれなかった雑損失の額		⑲	—
年(1年前)	本年分で差し引く雑損失の額	⑳	—
	本年分で差し引く雑損失の額	㉑	—

○ 次の該当する欄を書いてください。

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額(① - ⑫)	㉒	250,000
先物取引に係る雑所得等の金額(上の①の金額)	㉓	—
本年分の先物取引に係る雑所得等の金額(①)	㉔	—
翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額(② + ③ + ④)	㉕	250,000

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の金額を転記してください。なお、その金額が赤字の場合には、先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の取引の内訳から赤字の取引を転記してください。(損失の発生した取引の内訳)

先物取引の種別	法定期末日	損失の金額
〇〇	15.6.6	150,000
△△	15.9.5	400,000

前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の②の金額を転記してください。
前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の③の金額を転記してください。
前年の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の④の金額を転記してください。
前年分までの所得から引ききれなかった3年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。
前年分までの所得から引ききれなかった2年前の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。
前年分までの所得から引ききれなかった前年の雑損失の金額を、前年の申告書第四表(二)などから転記してください。
申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の①(申告書第四表(損失申告用))は「1 損失額又は所得金額」欄のFの①に転記してください。
申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の②(申告書第四表(損失申告用))は「4 繰越損失を差し引く計算」欄の②に転記してください。
申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の③(申告書第四表(損失申告用))は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の①に転記してください。
申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の④(申告書第四表(損失申告用))は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の②に転記してください。また、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑤及び「その他」欄の⑥(申告書第四表(損失申告用))は「1 損失額又は所得金額」欄のFの①及び「4 繰越損失を差し引く計算」欄の③に「0」を書いてください。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

左の「平成 年分の所得税の 申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)」の記載例は、次の設例によっています。

【設 例】

・平成15年分の所得 総合課税の所得金額の合計額……………3,804,000 円
先物取引に係る雑所得等の金額(雑所得)……………△250,000 円
・所得から差し引かれる金額……………1,804,000 円

○ 申告書第三表(分離課税用)「所得金額」欄の記載例

先物取引	②	0							
------	---	---	--	--	--	--	--	--	--

○ 申告書第三表(分離課税用)「税金の計算」欄の記載例

税 金 の 計 算	総合課税の合計額	⑨	3,804,000	
	※申告書B第一表の⑥欄の金額を転記してください。			
	所得から差し引かれる金額	⑮	1,804,000	
	※申告書B第一表の⑩欄の金額を転記してください。			
	課税される所得	⑩ 対応分	⑬	2,000,000
	⑭ 対応分	⑯		
	⑰ 対応分	⑱		
	⑲ 対応分	㉑		
	⑳ 対応分	㉒		

○ 申告書第三表(分離課税用)「その他」欄の記載例

他	先物取引	本年分の⑮欄から差し引く繰越損失額	⑲						
		翌年以降に繰り越される損失の金額	⑳			250,000			

※ 申告書第三表(分離課税用)又は申告書第四表(損失申告用)の記載方法

1 申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」、及び「その他」欄(申告書第四表(損失申告用)は「1 損失額又は所得金額」、「4 繰越損失を差し引く計算」及び「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄)の記載方法

(1) 本年分の先物取引に係る雑所得等の金額が黒字の場合

申告書第三表(分離課税用)の②、⑲及び⑳欄(申告書第四表(損失申告用)は⑭、⑮及び㉑欄)には、申告書付表の③、④及び⑤の金額を転記します。

(2) 本年分の先物取引に係る雑所得等の金額が赤字の場合

申告書第三表(分離課税用)の⑳欄(申告書第四表(損失申告用)は㉑欄)には、申告書付表の⑥の金額を転記します。

また、申告書第三表(分離課税用)の⑲及び㉑欄(申告書第四表(損失申告用)は⑭及び⑮欄)には、「0」を書きます。

2 申告書第三表(分離課税用)の「税金の計算」の「課税される所得金額」欄の記載方法

(1) 申告書第三表(分離課税用)の⑨から⑮を差し引いた金額が黒字の場合

申告書第三表(分離課税用)の⑩欄には、申告書第三表(分離課税用)の⑨から⑮を差し引いた金額を書き、また、申告書第三表(分離課税用)の⑰欄には、申告書第三表(分離課税用)の⑲から⑳を差し引いた金額を転記します。

(2) 申告書第三表(分離課税用)の⑨から⑮を差し引いた金額が赤字の場合

申告書第三表(分離課税用)の⑰欄には、他に分離課税の所得がない場合は、申告書第三表(分離課税用)の⑨と⑮の合計額から⑮と⑲を差し引いた金額を書きます(赤字の場合は記入の必要はありません)。

なお、申告書第三表(分離課税用)の⑩欄には、記入の必要はありません。

(注) 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除は、平成15年1月1日以後に行う商品先物取引の差金等決済に係る損失の金額及び平成16年1月1日以後に行う有価証券先物取引等の差金等決済に係る損失の金額について適用されます。

先物取引家 投資

9割が申告せず

3国税局管内 380億円申告漏れ

東京、大阪、名古屋の3国税局管内で、商品先物取引会社を通じた取引で利益を得た投資家のうち、約9割が適正な税務申告をしておらず、01年分だけで総額約380億円が申告漏れになる見込みであることが、国税当

局の調査でわかった。01年の税法改正で、売買デュータの提出が先物会社に義務づけられたことが、発覚につながった。加算税を含む追徴税額は、3国税局合わせて80億円を超える見込みだ。

所得税法では、株式投資の場合、証券会社が売却益の顧客への支払時に所得税分を天引きする「源泉徴収制度」がある。しかし、商品先物取引については各個人が確定申告しなければならぬ。国税局にはこれまで個別の売買結果の情報が

なく、実態が把握できていなかった。しかし、01年4月から租税特別措置法が改正され、先物会社は顧客の氏名や住所、取引価格を記入した調書を税務署に提出することが義務づけられた。

大阪国税局は、管内の近畿2府4県にある先物会社14社から提出された調書をもとに調査した。年間200万円超の多額の利益を得ていた投資家らに限ると、01年4月から12月までの9カ月間で、約900人が計約80億円の利益を受けていた。

申告内容と調書を照合したところ、うち約800人が無申告か、過少申告だった。申告漏れの総額は約65億円に上り、追徴税額は無申告加算税などを含め15億円になるとみられる。約2億5千万円の利益がありながら、まったく申告していない人もいた。

東京国税局では、約4千人が計約250億円の申告漏れをしていたと見られ、名古屋国税局でも約600人が計約65億円の申告漏れの見込み。国税当局は今後、02年以降についても調査する方針。

会 員 各 位

日本商品先物振興協会
社団法人全国商品取引所連合会

委託証拠金充用有価証券（株式）の換価処分について

商品取引員が受託契約準則の規定に基づき委託証拠金充用有価証券の換価処分を行う場合には、下記の点にご留意いただく必要がありますのでご連絡申し上げます。

記

1. 換価処分の方法

商品取引員が受託契約準則の規定に基づき委託証拠金充用有価証券の換価処分を行うにあたり、証券会社に管理責任者等の名義による処分口座を開設して、当該口座において委託者から預託を受けた有価証券を売却する場合には、次のことに留意して下さい。

- ① 証券会社から交付を受けた「売付報告書」を実際の譲渡人である委託者に交付する必要があることから、その売却は委託者ごとに行うこと。
- ② 証券会社が発行した「売付報告書」は商品取引員名（「管理責任者名」等）となっているため、当該報告書を委託者に送付する際には、下記の趣旨の文言を記載した書面を添付すること。

なお、税務調査等に対応するため、「売付報告書」の写しを保管すること。

[文言例]

例1 「この売付報告書は、〇〇〇〇様より委託証拠金としてお預かりしている株式を、受託契約準則の規定に基づき、弊社取締役管理部長名

義の口座において売却したものであり、実際の譲渡者は〇〇〇〇様であることに相違ありません。」

例2 「貴殿より委託証拠金としてお預かりしている下記の有価証券は、別紙「売付報告書」記載のとおり、〇〇証券の弊社取締役管理部長名義の口座において、受託契約準則の規定に基づき売却いたしましたので、ご通知します。」

2. 支払報告書等の提出

上記1の方法により委託証拠金充用有価証券の換価処分を行ったことについて、商品取引員は、証券会社の発行する「売付報告書」に基づき、別添の「株式等の譲渡の対価の支払報告書（充用有価証券等の換価処分関係）」を委託者ごとに作成し、「株式等の譲渡の対価の支払報告書（充用有価証券等の換価処分関係）合計表」を添付して、その支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までに、商品取引員の所在地の所轄税務署長に提出して下さい。（別添様式については国税庁と協議済）

(注) 1. 「株式等の譲渡の対価の支払報告書（充用有価証券等の換価処分関係）」はA4判縦書き、「株式等の譲渡の対価の支払報告書（充用有価証券等の換価処分関係）合計表」はA4判横書きとし、ワープロ等で作成し、紙で提出する。

2. 上記の支払報告書及び同合計表は、平成16年分（平成16年1月1日から同年12月31日までの間に行った換価処分）から作成し、平成17年1月31日までに商品取引員の所在地の所轄税務署長に提出する。

ただし、平成15年分（平成15年1月1日から同年12月31日までの間に行った換価処分）について作成可能な社は、同年分の支払報告書及び同合計表を平成16年1月31日までに商品取引員の所在地の所轄税務署長に提出する。

以 上

[追記]

上記1の方法により換価処分を行った場合の委託者の課税関係について、国税庁より次のとおり説明がありましたので、ご承知置き下さい。

「商品取引員の名義で行われる委託証拠金充用有価証券の譲渡による所得は、委託者の所得となるが、委託者の証券業者等への売委託による譲渡に該当しないため、上場株式等を譲渡した場合の軽減税率の特例（租税特別措置法第37条の11）、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例（同第37条の12の2）及び特定上場株式の譲渡所得等の非課税の特例（同第37条の14の2）の規定の適用を受けることはできない。」

(参考)

株式等の譲渡益に係る税率（現行）

① 原則（租税特別措置法第37条の10）

特例の適用がある場合を除き、所得税20%、住民税6%。

② 特例（同第37条の11）

上場株式等について、証券業者等への売委託による譲渡による場合、所得税15%、住民税5%。

ただし、平成15年1月1日から平成19年12月31日までの間の譲渡分は所得税7%、住民税3%。

○ 株式等の譲渡の対価の支払報告書（充用有価証券等の換価処分関係）

平成 年分 株式等の譲渡の対価の支払報告書（充用有価証券等の換価処分関係）

1 支払を受ける者

委託者 住所

委託者 氏名

2 株式等の譲渡の対価の支払状況

譲渡の対価の支払総額				
区分	銘柄	支払確定年月日	株数又は口数	支払金額
			株(口)	円

(注) 譲渡の対価の支払総額は、商品取引員が委託者から委託証拠金として預託された有価証券等を換価処分した金額をいう。

3 支払者

商品取引員名

所在地

名称

○ 株式等の譲渡の対価の支払報告書合計表（充用有価証券等の換価処分関係）

平成 年分 株式等の譲渡の対価の支払報告書合計表（充用有価証券等の換価処分関係）

平成 年 月 日提出 税務署長 殿	提出者	商品取引員 所在地		処理事績	検 収	整理簿搭載	
					※	※	
				整理番号			
				電 話			
	商品取引員 名 称			この報告書 について対 応できる者	所属		
					氏名		
	総受領額			摘 要			
	支払件数	株式等の譲渡の対価の支払総額					
	件	円					

[資料5-5]

15先物振興発第68号

平成15年10月29日

社団法人 全国商品取引所連合会

会 長 森 實 孝 郎 様

日本商品先物振興協会

会 長 二 家 勝 明

市場取引の匿名性の確保について

標記の件につきまして、商品取引所が掲示している総取組高等の掲示時期及び掲示内容等情報開示のあり方について、市場取引に係る信頼性確保の観点、市場の利用コストの観点等から、見直しをして頂きたく要望いたします。

平成14年3月28日付けをもって、貴連合会に、要望したところでありますが、海外からの市場参加者や商品ファンド等機関的利用者、当業的委託者等からの取引員への要請もあり、改めて要望する次第です。

以 上

市場取引の匿名性の確保に係る要望について

1. 要望の内容

商品取引所が毎営業日ごとの総取組高を商品の種類別、会員別（商品取引員にあっては委託者の建玉と自己の建玉の別）、限月別及び売買の別に区分し、これを取引限月の取引が行われている同日またはその翌営業日に当該取引所の市場に掲示することとなっていることについて、掲示時期及び掲示内容等情報開示のあり方を見直しすること。

この見直しにより、市場取引の匿名性を確保し、期近限月取引等における価格形成をゆがめる懸念を払拭すること。

2. 理由

- ① 現行の総取組高等の掲示内容は、建玉制限のあり方を利用した事実上の売り崩し、買い占めを容易にしている。

先限から当限に移行するに連れて、建玉制限は段階的に強化される仕組みの建玉規制であるために、市場参加者は、期近限月への移行前後における取引限月別、売り買い別、取引員自己・委託別の建玉状況を、市場掲示によって知りうるために、市場情報に近い市場参加者ほど、事実上の玉締め（スクイズ）が行い易くなっている。

- ② また、市場会員、商品取引員毎に掲示されるため、ヘッジ玉か投機玉か等の市場利用の目的（筋）が明らかにされて、ヘッジ目的の市場参加者のヘッジ効果を低めるとともに、利ざや目的の市場参加者にとっての投機効果を薄めている。このために、市場参加者の市場利用コストを高める結果となっている。

- ③ 市場会員や商品取引員、仕手筋等市場掲示に早く接する、市場に近い市場参加者に情報が偏在することになるため、一般委託を含む委託取引を極めて不利な状況に置く制度となっている。

現行の内容での総取組高の掲示は、取引上において、市場管理措置に精通した市場参加者と対比して相対的に、一般委託者を不利な立場に置いている。

- ④ ヘッジ玉や商品ファンド玉、海外玉等比較的大口の取引の市場参加者についての売買の動向が、取引員自己・委託別、売買の別で、現行の総取組高の掲示によって、建玉方針（筋）を読むことを可能とするために、そうした市場利用者にとって、円滑な市場参入と市場退出（建玉と仕切り決済等の売買）を阻害する結果となっている。大口の委託取引による市場参加者は、このため、複数の商品取引員に玉を分散させる等

を要するため、これらの市場利用コストを高めている。

- ⑤ 市場参加者の取引を、高い安いの判断でなく、誰々が売るから売る（誰々が買うから買う）といった市場の内部要因に基づく売買取引を誘引する結果となっている。

こうした市場内部要因による売買取引傾向が、仕手筋や商品ファンド筋等の動向等インサイダー情報まがいの情報提供や風評を跋扈させ、市場の担い手である商品取引員経営に係る憶測等を横行させ、市場取引の信頼性を損なう原因ともなっている。

- ⑥ 現行の総取組高に係る市場揭示等情報開示のあり方は、当限、期近限月における市場の流動性を阻害するばかりでなく、腕力相場の助長につながりかねないものとなっている。その結果として、暴騰暴落を引き起こし、同一上場商品について、東西の取引所において暴騰と暴落の相反する相場を示現させて、現物市場との価格の乖離を際立たせ、商品先物市場の相場に対する信頼性を損なう要因の一つとなっている。

- ⑦ 取引員と委託者の利益相反に係る透明性確保の手段としての情報開示については、期近限月取引に影響を与えない一定期間経過後の開示によっても十分可能である。

以上、市場取引の信頼性、市場の利用コスト、委託者保護等の各観点から、総取組高の揭示時期および揭示内容等情報開示のあり方について見直しを行い市場の匿名性の確保をしていただきたい。

平成15年7月29日

会 員 代 表 者 殿

日本商品先物振興協会

会 長 二 家 勝 明

不正資金流入防止に係る社内管理の徹底と自主規制機関への経緯報告等について

承

委託者の横領、着服等の犯罪行為によって不正資金を商品先物取引の資金として使用したとする事件が今年に入り6件報道されましたことはご高尙のことと存じます。(別紙1)

このことに関しまして、かねてより自主規制機関である日本商品先物取引協会(日商協)は、適合性の原則に基づく受託と委託者の適合性の審査及び取引状況の適正な管理等を通じ、不正資金の流入防止について措置するとともに、会員各社においては受託業務管理規則により委託者の適格性及び適合性に係る審査等を行ない、受託等業務の現場においてもこのような資金が流入することのないよう厳重なる対応を行なうこと等について、平成12年以来4回にわたり求めているところであります。(別紙2)

当協会といたしましては、今般のマスコミ報道に鑑み、第8回信頼性向上に係る特別委員会(本年7月22日開催)の審議に基づき、商品先物業界の発展及び受託業者たる商品取引員の信頼性の観点から、会員各社におかれては、取引の適合性について、取引開始当初のみならず取引の過程においても常時留意が必要であることについて改めて社内にご徹底いただき、公金取扱者等不正資金流入防止措置対象となる委託者の場合で日商協に報告することが適当と判断されたときは、日商協に対し速やかな経緯報告を行なっていただくよう、特段の配慮を要請いたします。

以 上

別紙1

商品先物取引にからむ横領等事件報道

(先物協会作成)

番号	報道日	メディア	事件の概要	被害額(万円)	容疑者		
					勤務先	所属部署	年齢 性別
1	15・1・23	日経新聞等	トウモロシの先物取引に手を出して借金を抱えた被告は、市営住宅の敷金管理をするようになった頃から、既に敷金を返還した住民の氏名などを記入した書類を偽造し、まだ敷金が返還されていないように偽装するなどして、返還金名目で約5年間にわたり、総額約2940万円を騙し取った。	2,940	桐生市役所	住宅課主任	34 男
2	15・3・25	朝日新聞等	自分が出納責任者を務める財団法人から約1億6,000万円を着服した事件。容疑者本人は「トウモロシの商品先物取引で損を出し、穴埋めに使った」と供述。	16,000	電気通信端末機器審査協会(東京)	総務部主幹	67 男
3	15・4・23	朝日新聞等	会社の常務が商品取引で多額の借金を抱えたため、22回に渡り、社内の金庫や会社名義の預金口座にあった計約8,050万円を着服した。	8,050	渋川ガス	常務	無記載 男
4	15・6・17	読売新聞等	総括事務長として勤務していた高校で、保護者の積立金を集めた口座から自分が開設した別の口座に約470万円振替え、着服した。	1,185	県立広島観音高校	総括事務長	57 男
5	15・6・20	日経新聞等	JA愛媛の支所長が、支所で保管している公金約1,000万円を数回に分けて先物取引会社に振込み、穀物取引に不正流用していた。同支所長は全額弁済し、諭旨免職となっている。	1,000	JA愛媛	支所長	40代 男
6	15・6・26 15・7・6	朝日新聞等	農協の支店次長だった職員が先物取引のため架空の融資先を捏造してオンライン端末を不正操作し、小刻みに自分の口座に入金を繰り返した事件。同農協は不正流用された資金を回収しようとして、この職員と支店長だった上司に対して、計約21,000万円を正規の手続きを経ないで融資し、流用を隠蔽しようとしていた。山形県警と米沢署はこの元支店次長を電子計算機使用詐欺の疑いで逮捕した。	21,000	山形おきたま農協	支店長、部下	44,41 男、男

別紙 2

不正資金流入防止に係る取り組み経緯

日本商品先物取引協会

1. 平成12年1月19日 平成11年9月から平成12年1月にかけて7件の不正資金流入報道があったため、会長名にて各会員代表者あてに「不正資金の流入防止に係る社内管理の徹底等について」を発して、不正資金流入防止のための委託取引の適合性の審査、管理の徹底を求めるとともに、これら横領容疑者から受託していた場合には本会に報告するよう、要請した。
2. 平成12年6月12日 平成12年1月19日の通達後も会員からの報告がないばかりか、その後2件の横領報道が見られたことから、再度同様の通達を発し、各会員代表者あてに社内調査を要請するとともに、更なる社内管理の徹底を要請した。
3. 平成13年8月9日 その後平成12年10月以降暫く収まっていたが、翌13年7月に入って2件再発し、しかもいずれも億単位にのぼる横領事件であったこともあり、再度、会員代表者あてに通達を発して、横領報道に関する本会への報告の徹底を求めたほか、委託者管理の徹底だけでなく社内における顧客管理の点検、精査、粛清をも求め、一層実効ある対応を要請した。
4. 平成14年11月13日 平成13年8月の通達後も高額な横領報道が頻発（13年8月12日から14年10月5日までで横領報道17件、うち1億円を超える報道が10件）したことから、これまでの通達では実効ある対応が期待できないとして、「受託業務管理規則の制定にかかるガイドラン」を改正して不正資金の流入防止に係る具体的な対策を明記することとし、その改正に基づき会員各社に対して受託業務管理規則の改正、管理体制の見直し等、「不正資金の流入防止に係るガイドラインの改正及びこれに伴う委託者管理体制の一層の強化方お願いについて」を通達し、より実効ある対応を各会員代表者に求めた。

またその際、会員懇談会を開催（平成14年11月上旬）してその対策強化の内容及び取り組み方針について合意を得、実務者に対しては「営業幹部セミナー」（平成14年11月下旬）に招致して具体的かつ効果的な不正資金流入防止策の構築を求め、必要に応じて本会が修正を指導する等強力に働きかけ、平成15年3月末までに全会員において新体制が構築された。

以 上

平成15年11月7日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会

会長 二家 勝明

信頼性の確保について

このたび当協会員が刑事告発を受けることとなったことは、真に遺憾の極みであります。こうした中で、会員各社におかれましては、信用業務を営む商品取引員として一層のコンプライアンスの徹底を図るとともに、委託者等に不安を惹起することのないよう、冷静かつ誠実な対応をしていただきたくお願い申し上げます。

具体的には、

1. 自社に係る財務上の懸念を払拭すること

(方法) 商品取引員は、財務監査について、公認会計士監査ないし監査法人監査が義務づけられていること、その財務諸表を含むディスクロージャー資料を商品取引員の本支店において開示していることの説明。

自主規制機関である日本商品取引員協会(日商協)の本部支部においても、ディスクロージャー資料を開示しており、閲覧できる(インターネットによっても同協会のホームページで閲覧できる)ことの説明。

2. 委託者財産は安全であること

(方法) 委託者資産については、自己の財産と区分して分離保管しており、その日次の分離保管措置状況をチェックするとともにその状況について、銀行残高証明を添付して主務大臣に報告していることの説明。

(10月1日から実施している社はその旨を、平成16年1月からは全社に義務化される旨を説明する。)

3. セーフティネットが整備されていること

(方法)

(1) 共同補償制度等の存在についての説明

取引員に万が一の倒産があった場合にも、委託者に優先的に弁済する受託業務保証

金制度があること、また、当該取引員に代わって委託者に弁済する機関（（社）商品取引受託債務補償基金協会）があること。

(2) 相談センター等の存在についての説明

取引や外務員に係る相談については、自社で顧客相談窓口を設置していること、取引員に係る苦情等がある場合には、日本商品先物取引協会に相談センターが設置されていること、斡旋・調停制度もあり、裁判よりも早期に結論が出ること等。

4. 委託者の指示の忠実な実施

委託者から取引の決済や口座清算等要求があった場合には、誠実に実行することについての社内的徹底を図ること。

なお、社内相談窓口は一本化し、迅速な対応により委託者等に不安感を与えることのないように配慮する必要がある。

5. 同業他社の誹謗中傷を行わないこと

同業他社に係る誹謗・中傷、風評の流布等は業界全体の信用収縮を招来することにもなりかねないので、そうしたことのないように社内徹底を図ること（取引員は、共同補償制度である（社）商品取引受託債務補償基金協会の会員として、一種の運命共同体でもあることに留意する必要がある）。

以上の事項をご参考に、新聞やテレビ等マスコミの一斉報道等により神経過敏な状況にある委託者等お客様の立場に立って、その信頼の確保に向けて、誠実で冷静なご対応をお願い申し上げます。

以 上

[資料5-8]

15先物振興発第73号

平成15年11月13日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会

会長 二家 勝明

東京ゼネラル(株)の役職員の移動等に係る対応について（お願い）

協会員である東京ゼネラル株式会社より、同社の役職員が複数会員に大量移動する動きがあることについて、当協会に対し、移動に伴う諸問題への対応方についての要請がありました。

引抜き行為によるものか役職員の再就職に係る受け入れ要請によるものかは明らかではありませんが、いずれであれ、会員各社におかれましては、通常業務の再開に向けて取組中である同社の状況に特段のご配慮をいただき、常識あるご対応をしていただきたく、お願い申し上げます。

建玉中の委託者も現に数多くある中で、同社社員の受入れが、結果として職場放棄の誘因となったり、業務の引き継ぎなく退社することによる同社委託者の不安惹起の原因となったり、また、役員受入れにより、経営責任の放棄を誘引する結果にならないともかぎりません。

同社の今後の動向を注視せざるを得ない状況の中で、その役職員の受入れは、会社都合退職等の場合を除き、前述のような懸念があるため、会員各位の慎重なご対応を賜りたくお願い申し上げます次第です

以上

[資料5-9-(1)]

16先物振興発第15号

平成16年2月16日

日本商品先物取引協会

会長 堀 口 亘 様

日本商品先物振興協会

会長 二 家 勝 明

受託等業務従事者の専門性向上について（お願い）

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年予定される商品取引所法等の制度改正や委託手数料の完全自由化に当たりまして、商品先物取引業従事者に係る専門性の一層の向上のため、商品先物取引に関連する付加的な専門的知識・技能についての教育研修制度の充実と現行外務員資格に追加した新たな資格制度ないし専門性認定制度の導入について、ご検討方をお願い申し上げます。

今日のかつてない上場商品の多様化の進展により、上場規制時代とは比較にならないほど幅広い商品知識と商品毎の専門性が外務員に求められているところでありますが、商品取引所法の改正の方向の中で、外務員の登録が、商品市場毎の登録から市場横断的な包括的登録への改正が見込まれることから、上場商品等に係る外務員の専門性について、従来より高度な品質管理と専門性の深化とにより、信頼性を確保していく必要があります。このような状況変化を踏まえ、上場商品毎の試験を行う等上場商品毎に専門性を保有することについての認定制度を導入することは、業界全体としての専門性向上に資すると考えます。

また、本年末の委託手数料の完全自由化により、これまで以上に、投資者の資金の性格分類、資産形成に係る知識、資産管理の手法、投資顧問業者等運用者の成績の把握等、商品取引員業務における資産管理業務の比重が高まると見込まれますが、この資産管理業務の従事者等についての教育研修の機会の提供や専門性認定制度の導入も、適合性の原則の徹底や取引の自己責任を求めていくための環境整備となると思料いたします。

受託等業務従事者の専門性を高めることは、商品先物取引業の信頼性の向上と業の健全な発展に資するものでありますので、現行外務員制度に追加した新たな教育研修・資格制度ないし専門性認定制度の導入のご検討方について、お願い申し上げます。

謹白



16日商協発第 176号
平成16年 2月25日

日本商品先物振興協会
会 長 二 家 勝 明 殿

日本商品先物取引協会
会 長 堀



受託等業務従事者の専門性の向上について

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、商品先物取引業界は、本年予定されている商品取引所法改正による制度改正、委託手数料の完全自由化に当たり、商品取引員にとってかつてない大きな転換が迫られております。このような現状を踏まえ、本会としても、本会の設立目的であります取引の受託等を公正かつ円滑ならしめるよう、また、委託者の保護が図られるよう、これら業務の適正化のためにより一層取り組んでいく所存であります。

さて、平成16年2月16日付け16先物振興発第15号でご依頼がありました受託等業務従事者の専門性向上につきましては、貴会においても検討されるものと承知しておりますが、本件が業界の信頼性の向上に資するものと考えておりますので、本会としても貴会と併行して所要の検討を行い、貴会と可能な限り協力してまいりたいと考えているところであります。

今後とも、商品先物取引業の更なる信頼性の向上に向けて、貴会と本会との連携によりよりよい方向でその実現が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

謹白

[資料 5 - 10]

16 先物振興発第 33 号

平成 16 年 3 月 18 日

会員代表者 各位

日本商品先物振興協会

会長 二 家 勝 明

「商品取引所法施行規則の一部を改正する省令」案について

標記の件につきまして、農林水産省総合食料局商品取引監理官および経済産業省商務情報政策局商務課より、別紙のとおり、商品取引所法施行規則の一部改正について通知がありましたので、お知らせいたします。

なお、この改正に伴う「分離保管等調書」「委託者別資産管理台帳」の様式の変更はありません。(それらへの記載は、従来どおり「商品先物取引業統一経理基準」の「4. 商品先物オプション取引の経理処理」に基づき、「預り委託証拠金」「委託者未収金」「委託者未払金」に含めて記載することとなります。)

「商品取引所法施行規則の一部を改正する省令」案について

平成 16 年 3 月 17 日
農林水産省総合食料局商品取引監理官
経済産業省商務情報政策局商務課

1. 今回の改正について

オプション取引に伴う「オプションの対価」について、分離保管の対象として明確にするため、商品取引所法施行規則第四十一条に「オプションの対価」を規定するもの。

2. 改正内容（改正部分は下線）

<商品取引所法施行規則>

第四十一条（受託等に係る財産の分離保管等の措置）

法第百三十六条の十五の主務省令で定めるものは、次の第一号から第五号の三までに掲げる物の価額の合計から、次の第六号から第十号までに掲げる物の価額の合計額を控除した額に相当する金銭及び有価証券（倉荷証券を含む。以下同じ。）とする。

一～五 （略）

五の二 委託者からオプションの対価（法第二条第六項第四号の対価をいう。

次号において同じ。）の支払のために預託を受けた金銭

五の三 取引所からオプションの対価として交付を受けた委託者に係る金銭

3. 今後の日程（予定）

平成16年3月18日 公布（官報掲載）

平成16年4月 1日 施行

商品取引所法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 ○商品取引所法施行規則（昭和二十五年農林省・通商産業省令第七号）

改正案	現行
<p>（受託等に係る財産の分離保管等の措置）</p> <p>第四十一条 法第百三十六条の十五の主務省令で定めるものは、次の第一号から第五号の三までに掲げる物の価額の合計から、次の第六号から第十号までに掲げる物の価額の合計額を控除した額に相当する金銭及び有価証券（倉荷証券を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>五の二 委託者からオプションの対価（法第二条第六項第四号の対価をいう。次号において同じ。）の支払のために預託を受けた金銭</p> <p>五の三 取引所からオプションの対価として交付を受けた委託者に係る金銭</p> <p>2 （略）</p>	<p>（受託等に係る財産の分離保管等の措置）</p> <p>第四十一条 法第百三十六条の十五の主務省令で定めるものは、次の第一号から第五号までに掲げる物の価額の合計から、次の第六号から第十号までに掲げる物の価額の合計額を控除した額に相当する金銭及び有価証券（倉荷証券を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 （略）</p>